

告示第 4 号

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 第 3 項及び人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 28 年 3 月条例第 2 号）第 4 条の規定に基づき、令和 7 年度の青森県市町村職員退職手当組合における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和 8 年 8 月 27 日

青森県市町村職員退職手当組合
組 合 長 工 藤 祐 直

1 職員の任免及び職員数に関する状況

（1）職員の任免の状況

- ①令和 7 年度採用者数 1 人
②令和 7 年度退職者数 0 人

（2）職員数の状況

職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
令和 7 年 4 月 1 日現在	令和 8 年 4 月 1 日現在		
7 人	7 人	0 人	

（3）一般行政職の級別職員数の状況（令和 8 年 4 月 1 日）

区 分	標準的な職務内容	職 員 数 （人）	構 成 比 （％）
1 級	主 事	1	14.29
2 級	主 事	1	14.29
3 級	係 長	2	28.57
4 級	課長補佐	2	28.57
5 級	課 長		
6 級	事務局次長		
7 級	事 務 局 長	1	14.29
計		7	100.0

2 職員の人事評価の状況

平成 28 年度から、職員の能力および業績を把握した上で行なわれる人事評価制度を本格導入しており、その評価結果を昇給や勤勉手当に反映させるとともに、任用、分限その他人事管理の基礎として活用している。

3 職員の給与の状況

（1）人件費の状況（一般会計決算）

歳出額（A） （千円）	実質収支 （千円）	人件費（B） （千円）	人件費率 （B）／（A）（％）
5,606,315	759,404	45,296	0.8

（注）人件費には、職員に支給された給与のほか、退職手当組合負担金及び共済費等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

職員数 (A)	給 与 費 (千円)				1人当りの給与費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	(B) / (A) (千円)
7人	23,782	2,901	8,869	35,552	5,079

(注) 職員手当には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額（令和8年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	43.1歳	287,731円	320,680円

(4) 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	当 組 合		国
一般行政職	大学卒	237,600円	232,000円
	高校卒	206,700円	200,300円

(5) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当（令和8年4月1日現在）

当 組 合			国		
区 分	期末手当	勤勉手当	区 分	期末手当	勤勉手当
6月期	1. 2625月分	1. 0625月分	6月期	1. 2625月分	1. 0625月分
12月期	1. 2625月分	1. 0625月分	12月期	1. 2625月分	1. 0625月分
計	2. 525月分	2. 125月分	計	2. 525月分	2. 125月分
職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			職制上の段階、職務の級等による加算措置 有		

② 退職手当（令和8年4月1日現在）

区 分	当 組 合		国	
	自 己 都 合	応募認定・定年	自 己 都 合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)		定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

③ 時間外勤務手当（一般会計決算）

支 給 総 額	238千円
職員1人当たり平均支給年額	40千円

④ その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	支 給 額 等
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 事務局長 59,500円、事務局次長 48,000円、総務課長 32,000円 経理課長 20,500円
扶 養 手 当	扶養親族のある職員に支給 父母等 6,500円 子 13,000円 ※15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後 の最初の3月31日までの間にある子に加算 1人につき 5,000円
住 居 手 当	自ら居住するための住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払う

	ている職員に支給 最高 27,000 円
寒冷地手当	毎年 1 1 月から翌年 3 月末での各月に在勤する職員に支給 世帯主で扶養親族のある職員 19,800 円 世帯主で扶養親族のない職員 11,400 円 その他の職員 8,200 円
通 勤 手 当	通勤距離が片道 2 km 以上の職員に支給 交通機関等（電車・バス等）利用者の場合 支給限度額 55,000 円 6 箇月等最長期間の定期代で支給 交通用具（自動車等）利用者の場合 通勤距離に応じ 2,000 円～64,200 円 5,000 円を超えない範囲で駐車場等の料金に相当する額

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	午前 8 時 3 0 分～午後 5 時（休憩時間を除く。）
休憩時間	午後零時～午後零時 4 5 分
週 休 日	土曜日、日曜日
休 日	国民の祝日、1 2 月 2 9 日～翌年 1 月 3 日

(2) 年次有給休暇の取得状況（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 1 2 月 3 1 日）

区 分	内 容（日 数 等）	1 人当たり平均取得日数
年次有給休暇	1 年につき 2 0 日（前年に未使用日数がある場合は、最大 2 0 日を翌年へ繰越）	12.9 日

(3) 病気休暇の取得状況（令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 1 2 月 3 1 日）

区 分	内 容（日 数 等）	取得者数
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合医師が必要と認めた期間	1 人

(4) 主な特別休暇（令和 8 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	内 容（日 数 等）
選 挙 等 休 暇	選挙権その他の公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
裁判員等休暇	裁判員等として裁判所等へ出頭する場合 必要と認められる期間
骨髄移植等休暇	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として入院等をする場合 必要と認められる期間
ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 5 日の範囲内の期間
結 婚 休 暇	結婚する場合 連続する 7 日の範囲内の期間
不妊治療休暇	不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（当該通院等が体外受精その他の組合長が認める不妊治療に係るものである場合にあっては、1 0 日）の範囲内の期間
産 前 休 暇	8 週間以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間
産 後 休 暇	女性職員が出産した場合 出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間

育 児 休 暇	生後満１年６月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後１年６月に達しない子を育てる場合　１日２回それぞれ６０分以内の申し出た期間
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後１年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合　１日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間
育児参加休暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の８週間前の日から当該出産の日後１年を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合　５日の範囲内の期間
子の看護休暇	義務教育終了までの子を養育する職員が、その子の看護のために勤務しないことが相当であると認められる場合　一の年において５日（義務教育終了までの子が２人以上の場合は１０日）の範囲内の期間
配偶者出産休暇	妻が出産する場合　３日の範囲内の期間
生 理 休 暇	生理日において勤務することが著しく困難であると女性職員が申し出た場合　申し出た必要な期間
服 忌 休 暇	親族の喪に服する場合　親族に応じ定める連続する日数の範囲内の期間
祭 日 休 暇	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合　１日の範囲内の期間
夏 季 休 暇	夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合　７月から９月までの期間における原則として連続する４日の範囲内の期間
住居復旧休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は破損した場合　必要と認められる期間
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合　必要と認められる期間
危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合　必要と認められる期間

(５) 介護休暇の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

区 分	内 容（日 数 等）	取得者数
介 護 休 暇	配偶者等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むために支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合　６月の期間内で必要な期間	０ 人

(６) 育児休業等の取得状況（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）

育児休業　３歳未満の子を養育するため一定期間休業することができる。

部分休業　小学校就学前の子を養育するため、１日の勤務時間のうち２時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

育児短時間勤務　小学校就学前の子を養育するため、週１９時間２５分、１９時間３５分、２３時間１０分及び２４時間３５分の勤務形態から１つを選択できる。

区 分	育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	０ 人	０ 人	０ 人
女性職員	０ 人	０ 人	１ 人

5 職員の分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第 27 条及び第 28 条の規定に基づいて行った分限処分 (人)

処 分 事 由	降給	降任	休職	免職	合計
勤務成績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合	0	0	0	0	0
職制、定数の改廃等により廃職又は過員を生じた場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分者数

職員が一定の事由に該当する場合に、地方公務員法第 29 条の規定に基づいて行った懲戒処分 (人)

処 分 事 由	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

職員の職務上の義務として、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限があります。令和 7 年度においてこれらに違反する事例はありませんでした。

7 職員の研修の状況

(1) 青森県が主催する市町村等職員研修

(2) 青森県町村会、青森県市町村職員共済組合が行う業務に関する職員事務研修

(3) 北海道・東北六県市町村職員退職手当組合協議会、東日本市町村職員退職手当組合研究会、全国退職手当組合退職手当制度研究会及び全国退職手当組合協議会が主催する退職手当業務に関する研修

8 職員の退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正を確保するため、職員の退職管理に関する条例を制定し、営利企業等に再就職した元職員による現職職員への働きかけに対する規制や、課長級以上の役職であった者について、離職後 2 年間、再就職状況の届出を義務付けています。

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断の実施状況

区 分	受診者数
定期健康診断	7 人

(2) 公務災害及び通勤災害の認定の状況

災害区分	認定件数
公 務 災 害	0 件
通 勤 災 害	0 件
合 計	0 件

(3) 青森県人事委員会の業務の状況

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	新たな措置要求	なし
	係属事案	なし
不利益処分についての不服申立ての状況	新たな不服申立て	なし
	係属事案	なし